

議会基本条例推進委員会記録（要旨）

1. 期日 平成 30 年 5 月 22 日(火) 開会 10 時 00 分
閉会 12 時 03 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議 題 議会ホームページ改善と基本条例検証について
～各作業班からの報告～
4. 出席者 露木委員長、小笠原副委員長、前田委員、桑原委員、二宮議員、野地委員
渡辺委員、柳川委員、添田議員、二見議長
傍聴議員 善波議員
事務局 3 名（局長、庶務課長、主任主事）
傍聴者 0 名
5. 経過

議長あいさつ

議会ホームページ改善と基本条例検証について

委員長 ホームページの改善チームから報告を願う。

渡辺 基本条例推進委員会でホームページ改善のチームを作成した。チームの打合せ、作業日、どのようにしてきたか、前回 1 回報告はしているが改善の方向と内容の説明をする。今後の進め方について提案をさせていただきたい。1 点目作業日について、打ち合わせは 1 月 15 日、24 日、2 月 1 日、4 月 13 日、5 月 7 日、18 日の計 6 回開催した。議会 HP 改善の方向については 5 つの方向ということである。

（資料「議会 HP 改善の方向と内容」に基づく説明）現在は無いが、新着情報・重要なトピックを分かりやすく伝えたい。これは開かれた議会、見える化の観点である。5 の町民が意見を表明できる場については、結論が出ていないので今後の事項としたいと考えている。

（資料「今後の進め方」「町議会サイトマップ」「町議会トップページ」「議会を見る」「議事録」に基づく説明）委員会の一覧表をクリックすると見ることができ、どういう内容の議事録なのか、リンク名称としてテーマを入れるのが重要であると話をした。議事録の状況についてだが、準備中や、できたものに対しては HP や事務局で見られる等、HP で見られるものについてはリンクを貼っていくということをイメージしている。

シェアにのみやについては、大きく写真を掲載する。開催案内、議事録にリンクしていく。

議員名簿については、小笠原議員が議席番号 1 番とのことで、例としてこのように載せた。提案の内容だが、黒い字のところは今記載されている内容である。ウェブサイト、ブログにリンクを貼ったらどうかとい

うことだが、ロゴを貼りつけることができなかつたのでフェイスブック、ツイッター、インスタグラムというようなロゴがあるというイメージである。そのようなイメージで、議員名簿も分かりやすくしていきたいと考える。

「議決までの流れ」についてだが、図を利用して分かりやすくしていきたいと思う。作り込みをする段階で文言を直しや、リンクの貼り方もあるので、全員でチェックを入れるのか、ある程度お任せで進めてよいのか確認していただきたい。報告は以上で追加があれば補足願う。

委員長

今、渡辺議員に説明をしていただいたが、ホームページの改善が実現されればかなり見やすくなるのではないかと思う。細かいところをここで全部やるのは難しいので、事前に資料も送っているの、方向性や気になる点、ご意見をいただけたらと思うがいかが。

野地

2, 3 質問させていただく。今後の進め方として 6 月の議会であるとあるが、どのように全員の理解を得るかという今後の進め方が無いのが気になる点である。町と分離して議会のトップページを作るということだったが、これがよく分からない。二宮町のホームページに、議会というアイコンが無くなるようなイメージを持っている。議会は町と独立していると大きく謳いたいとのことだが、アイコンをニーノミーヤに差し替えると、二宮町のホームページを開くと、だいたいニーノとミーヤが出てきて、議会もニーノとミーヤだという分離された感覚が無い。議会事務局の応援をいただくのは当然かもしれないが、町の地域政策課の協力とのことだが町との分離をいうのであれば、特に町の地域政策課を謳う必要が無く、必要であれば議会事務局に調整していただくものだと思う。結局、おんぶに抱っこのような印象を受けた。予算の関係だが、今年度から動くとのことだったので、これだけいじってもかからないということか。編集チームから出た事務局の職責とのことだが、このホームページは事務局がどこまでタッチされて、どこまでメンテを図っていくということが、いつ誰がやるのかということが見えてこない。情報の発信ということで内容については無いが、前段階のことで気になったので決まっていること、話が出たところがあれば教えてほしい。

渡辺

皆で内容をどの段階で確認するのか。今日、皆でこの場で確認しないといけないと思っている。議会のトップページが、町のホームページとは別のところにあるとのことだが、そのようなイメージではない。町から入っていき、議会に入っていくと、議会のトップページに入っていく。地域政策課については、ホームページの管理運営をしているとのこと、地域政策課の中野氏に協力をさせていただく。内容について地域政策課の協力を得るということではない。予算については、テンプレートを使うとなると新たな予算は発生しないが、議会事務局の協力を得ないと作業が進まない。実際のところ今あるテンプレートに素材を流し込んでいく、リンクを貼りつけていくということになる。基本的にコンテンツ、文章を含めて議会の方で準備するという理解である。事務局の職責については考えておらず、協力をいただくということで話をしていた。フォーマ

ルに何か変更があるかどうか、必要かどうか事務局に聞かないといけない。ニーノとミーヤの件については話していなかった。必ずしも、一緒にする必要はない。要所で使えば良い。それについては補足していただけたら良いかと思う。特にチームとしては話していなかった。

小笠原

ニーノとミーヤについては議会用に作っていただいたものがあるとのことなので活用したい。町のニーノとミーヤではない。事務局に協力していただくということについては、議会がホームページを持つという時に、既に合意済みだと思う。なぜ今ここで改めて確認するのかと個人的に思う。

委員長

ホームページについて、どこの自治体も市や町からリンクを貼っており、貼り方が町と議会と目立つものである。現状だと、議会が1つの担当課のようになっている。きちんとこれがトップページだというデザインとしたい。アドレスはもちろん町のもので、全く分離はしない。デザインとしては町と議会はホームページを持っているというようになる。事務局の職責については、基本条例の検証の検討課題になっているので話さなければならない。進め方については、きちんとしていなかったが6月25日の議会全員協議会を目指して、ここで流れを共有させていただく。議会が終わって、少しずつ作業を進めていく中でページ、リンクをより具体的に確定していければ良いかと考えている。できれば先に資料を配って、文言まで確定すると一番よい。作業をしつつ、入っていけば9月前までにはできるのではないかと思う。

野地

確認させていただきたい。内容の原稿を作成するのは議員、これだけのページ数のものを一気に作るとなると9月までにできると思うが、常に入れ替わる文面を考えるのは誰なのか。文章差し替えにしても、基本条例の委員が作るのだと思うが。事務局にお願いをして事務局から地域政策課が入力し、コピーするのか、事務局がこの10数ページあるものを常に打ちかえたりするのかがよく分からない。誰が文章を作成し、誰が差し替えたりするのか見えていない。経費の関係だが、テンプレートを使って予算的なものとしては埋まらないかもしれないが、例えばそれによって作業する時間が増えるとなると経費になるが、事務局や地域政策課と調整は取れているのだろうか。進め方だが、6月25日はホームページの元となるものが全ページスライドにできてくるというイメージだが。私は、徐々にやっていくものだと思ったが、一気にそれをやるというイメージである。6月25日の議会全員協議会に諮って、議員全員の了承を得ればこのまま進めるということなのか教えていただきたい。

渡辺

6月25日までにできるかということだが、テンプレートに流し込むとよくイメージが見えてくる。内容については議会で、主な部分の文面はホームページチームで作ったものがある。それを当初流し込み、その後の正式な作業のたたき台となるのかと思う。実際の仕事の流れとして事務局の時間配分でいくと、6月議会後の議会日より入稿後、作業にかか

れるかというイメージをしている。6月25日の議会全員協議会に間に合うかどうかというのは保留にさせていただきたい。地域政策課、事務局の担当課との協力については、話をしているが、この作業に何時間かかるのか、残業代についての具体的なものは話していない。

委員長

6月25日に全部決まるとは思っていない。これより先のものが25日にお見せできるというイメージをもっている。パワーポイントで見てもうまくイメージができない。テストサーバーに上げていき、皆でそのサーバーが同時に見られるか分からないが、作り込んでいかないと分からない部分はかなりあり、なかなかこの日に確定とはならない。文言やリンクを見ていくと、しつこかったりするのではなかなか100パーセント完成したものはできないと思っている。皆で共有していくのは大事であるので、そこがぶれないようにまとめていくというようなイメージである。地域政策課については、私たちが直接お願いすることは無く、各担当課でホームページを更新していくという決まりがあるので、関連する部署として名前が出た。実際に事務局から地域政策にお願いがあればあるのだが、特に大きなものはあるのか。

主任主事

実際に地域政策課に頼む可能性は、技術的なアドバイスに留まると思う。作業を实际していただくことは無いかと思う。やっていく中でこのサンプルのようにするにはどういった方法があるのかアドバイスをいただく程度かと思っている。

庶務課長

作業については議員ではなく事務局が地域政策課と調整しながら作業をする。色々な制度の説明、解説などの枠については今回チームの方が作っており、基本的にそこは動かさず、更新していく部分、例えば次の会議の日にち、議事録のアップについては事務局が動かす。なるべくここは労力を省略化していきたいが、事務局の作業はそういった部分である。

委員長

改善は皆さんの労力が必要で、議員はもちろん事務局にはご協力いただかなければならないところである。しかし、今後見直されれば町民の方にとって利益になり、町民サービスとなる。事務局も整理がしやすくなれば効率的になる。皆さまにご協力ご理解いただきたい。

野地

ホームページを改善して、町民の方にお知らせするのは大賛成である。いつまでに100パーセントやらなければならないと思っている。改善すべきことはスタートする。やりながら見直していく方がすぐに動けるので、それについて異議は無い。事務局からもこの進め方であれば経費、仕事の内容について問題ないということであったので進めていただきたい。最初に言った今後のスケジュールについて、どこまで誰がやるかをもう少し詰めていただきたい。議会だより、シェアにのみやとの接点も出てくるので作業、役割分担を整理して考えていただけたら嬉しい。

委員長

スケジュール、どこまで誰がやるのかについてももう少し明確になるよ

うにしたいと思う。他に何かあるか。

二宮 町議会サイトマップB-1についてだが「記録を見る」議事録というところは2ページでも名前の検索をできるのか

渡辺 本会議の議事録は今あるところを利用してやる。そこに飛んでいくようになる。根本的には今のシステムができ上がっているためである。ただ、委員会の議事録の検索については、使いにくいと意見があったので検討しなければならないが、今のところはいじらない。

二宮 了解した。

委員長 他に何かあるか。無ければ、この件については引き継いで進めていきたいと思う。基本条例の検証報告を二宮班長にお願いする。

二宮 基本条例の前期チームの見直しに対する回答と今期新メンバーによる次期議員への引き継ぐ申し送り事項の2つを行った。開催日は4回で、1月10日、24日、2月6日、4月17日である。前期チームのものを見ながら新しいのを1回1回行った。前期チームの検証については、「二宮町議会基本条例」26条に基づき見ていくと数々の宿題があった。
(資料『二宮町議会基本条例』見直しチーム前期検討報告に対する検討結果)にも基づく説明)

委員長 これが全てではなく、書き加えることもあるかと思われる。まずは何か意見はあるか。

添田 論点を2点確認したい。各委員会のレベル合わせについてだが、どのような前の問題点を共有して議論をしたのか。新しい議員ではなく、前の問題点である。前期の議員はどのように説明をして、どのようなベースで議論をしたのか。自由討議について、何を前提に置いたのか伺いたい。

二宮 レベル合わせについて、今チーム新しいメンバーだったこともあり、根拠が分からなかった。参加議員、一部事務局の意見もいただき、前回、片方はテーマが難しく、結論に至るまでいかなかったのではないかとのことだった。今回はテーマに沿って結論まで出したことを挙げた。

添田 それについてだが、なぜそのようなことになったのかは、教育福祉常任委員会は学校についてという大きなテーマでやり、給食だとかなんだろうか色々ごちゃ混ぜにやって調査だけ終わり、提言書が出なかった事実があった。総務建設経済常任委員会はそれなりに1つずつテーマをもって提言書を出していた。2つの極端なものがあった。委員会の活動の目的は調査もあるが提言書や条例を出すという目的があり、それを念頭に置きレベルやテーマを考えなければいけない。答えとしてはある程度、的を射ているかもしれないが、前提をはっきりさせていかないと答えが

出ない。もう1つ次のところも回答願う。

庶務課長

4月17日の最終打合せで事務局が立ち会った時、レベル合わせと自由討議の話が出た。添田委員がおっしゃったことだが、当時の教育福祉常任委員は子育てについてと雑駁なテーマでやっていた。総務建設経済常任委員会は具体的なテーマだった。両委員会とも提言書は出したが、教育福祉常任委員会は、なかなか話が進まなかった。両常任委員会で具体性においてレベルを揃えた方が良いということになり、前議員が申し送りした。ここに書かれてある通り、今は両委員会のレベルが合っており、ほぼ改善されたのではないかという結論に至った。自由討議は、条例上定めているが、実行されているかというところではない。前の議員は、自由討議イコール意見交換と捉えていた。陳情でしかやっていない。県議長会に確認したところ、自由討議イコール意見交換ではなく、もっと深いものである。町長提出議案に対して自由討議をどうやるかというところ、本会議で提案説明があり、質疑が終わるとそこでいったん休会にする。休会にしてこの前の議会全員協議会のように、議員間で何が課題だろうかと課題抽出する。議会としての課題をまとめ、これは別の日になると思われるが、本会議で討論が始まる。会期延長を伴う過程を組み込むことが必要だろうと思う。自由討議は日程延長を伴うが、今後やった方が良さそう。議員提案についてはやっているが、そのようなことがチームでは議論された。

添田

自由討議については問題が深く、意味が不明確である。二宮町の場合、陳情の場合のみ意見交換ができて、付託された議案については意見交換ができない。本会議でも意見交換できない。セミナーや大学の先生に自由討議がどういうもので、本会議でできるのかという質問をしても明確な答えが出てこない。自由討議を知る、知らないで定義を考えるに個々に決めることだと。和田課長がおっしゃったことも1つの方法だが、意見交換をすることも1つの方法である。議論を尽くして合議制に至るといった基本的な目的があるからである。極端な例だが、基本条例を作るにあたり、合議が無い議案に対しては、そこで採決せず先送りしろと。合議ができるまで議論し尽くせという先生もいた。そのような議会もある。自由討議については、今後も深く検討していかなければならない。検証チームは、どのような形で自由討議を議論したのか。

二宮

自由討議についてはいろいろな例や話をしたが、次の宿題として今添田議員が言われたような内容を盛り込んだ。そちらとどう結び付けたいか知恵をいただきたい。重要案件の取り扱い及び審査を全員で討議できる場が必要ではないかということをお願いして作成した。ここでどうやって言葉を盛り込んだらよいかお聞きしたい。問題意識は持って議論した。

委員長

いったん報告としていただいた。チームとして行ったことであり、基本条例委員会として議論していない。それをこの場でやるのは難しい。一度報告書としてあげてもらったものをもんでいただき、もう少し分かり

やすくとか、意見をいただく。また集まって、この問題に対してきちんとした報告書を作るための議論の場が必要である。その前段階が今回だと思っていただきたい。今、自由討議も重要だが、先ほど課長から具体例があった。そのような具体例をここに入れ、議論をするためのものとして、基になるようなものとして精度を高めていただきたいと思っている。前回の課題をもらった、今回検証したと言っても、今解決できるものもあるはずである。例えば前回で「図書室の検証が必要である」として今回も「議論が必要である」と提出するわけにはいかない。議論をすればよい。解決しなければいけないことを抽出することも大事である。まずは、課題抽出するためのレベルで意見をいただきたい。

添田 6月の本会議を目指した委員会として今日あるのかと思う。今日決めなければならない事と6月の本会議でこの結果がどう反映されて、最終的な委員会で今やっているような検討案はどこで最終化するのか。手順を教えていただきたい。

委員長 6月の本会議でどうするのかは意識していない。6月の定例会で報告することは考えていない。議論が足りない、ホームページ改善も細かい部分があって、こういう具合で進んでいるとは言えるが、内容については報告できないと思っている。

添田 今までのプロセスから考えると、議会基本条例推進委員会は、議会の決定にはならず、議会の決定をどこかでしなければならない。それは議会全員協議会として、最終的に本会議でする場合もあるし、そのような手順を踏まなければならない。今日のような議論をここで報告ではなく、議論をするのであれば相互から出された場をもって議論をする。最終的な決定は議会全員協議会で一度すべきである。

庶務課長 議会全員協議会で決定というよりは10人揃っているので報告でよろしいかと思う。

添田 例えば議会運営委員会で議員定数削減問題をやった。議論をしないで委員長報告とした。それに対して不満が残っている。そういう意味で個人の意見としては、このようなことは議会全員協議会で議論して最終的な結論すべきではないのか。これは議会全体にかかわる問題なので、報告で済ますのは問題ではないかと思う。課長いかがか。

庶務課長 委員会の考え方であると思う。過去のことをおっしゃっていたが、議会運営委員会で定数の件をやったとき、委員会が議長に、全協でもう一度全員に諮りたいという申し入れをすれば、全協での協議事項とすることができる。今回もこの推進委員会でどう考えるかである。もう一度全員で話し合いたいと言えば、そこで議長に全協での協議事項とすることを申し入れるというのは可能である。これは、義務ではなく、あくまでも委員会の考え方である。

委員長 大きな問題である。例えば自由討議は日にちを増やさなければできないことである。いろいろ議会運営委員会に関わってくことで、皆さんの意見を聞かなければいけない問題である。ものによっては議会全員協議会で議論になるのか、議会全員協議会までに皆さんに集約させていただくのか、やり方もあると思うがお聞きしたい。

添田 自由討議の当面の問題は、本会議での意見交換以前に、付託された意見交換はなぜできなかったのか。陳情はできたとしても。確か、課長はご存じだったのではないか。理由があると思うがそのくらいはせめて今回議論したのでやっていただきたい。

渡辺 自由討議について意見が出ていたが、論点・争点を明確にするという点で議案に出てくる資料だが、上位法が変わったと言っても、上位法を我々が調べに行かなければならない。そうしている間にエネルギーも時間も使ってしまう。他では前もって提案側が上位法はどう変わったのか、どういうねらいなのか準備されているケースがある。重要であれば勉強会という形できちんと説明する場所が設けられているという話も聞く。自由討議も1つの方法であるが、争点・論点を明らかにし、議員がまず理解する点で言えば執行側に求めていくとか。条例との関連でどのようにしていくかは別だが。そのようなところも少し検討したらどうかと感じた。

庶務課長 今回の過程は自由討議の中から出てくる話である。意見交換はそれぞれの意見を言う、単なる言いっぱなしである。自由討議は、そうでなく本会議で提案理由を説明し、質疑をそこで行う。そこでいったん本会議を切る。翌日、議員が全員集まり、何の資料がもっと欲しい、ここで問題は何かと全員で共有する。資料が必要であれば町側に要求する。それが返ってくるまでの日数を確保する。その意味で会期の延長が必要である。議員全員で自由討議の中で課題があり、資料も必要だということを出し、それをもって委員会の審査に臨んだり、本会議に戻り討論に入ったりする。自由討議は時間がかかるものである。議員で話し合うと丸々半日以上はかかる。だから日を替えてやるのが事務局の意見である。

議長 課長に教えていただきたい。本会議に上程されなければ、その前に上程される議案の勉強会はできないものか。本会議場で条例を説明されるのだがよく分からない。議会が始まる前に上程するものを勉強することはできないのか。

庶務課長 勉強会のものは記録に残らない。勉強会で出た具体的な意見、質問を本会議で繰り返していただいた方が町民にとって過程が透明になる。できないとはいえない、執行者がよければよいが。問題はそこで突っ込んだやり取りがあっても何も記録に残らない。議会全員協議会やしかるべき会を開けば記録に残る。

添田 事前審査というが、それは事前審査には当たらないのか。

- 庶務課長 その問題があるので同じ質問を本会議で繰り返す必要がある。新たに全員を集めて日数を作って説明会をやってもらえると、もうすでに議会全員協議会でやっているのではないかと。前提となる知識や背景については、そこで説明しているのものでそれで済むのかと思う。あえてそこで非公式に勉強会の日を設けるとするのは透明性の面でどうなのか。個別に疑問点を聞きにいったらよろしいかと思う。
- 添田 事前審査になってしまうのではないかと思う。危険なのは議会前に議案をもらって勉強会をするというのは、執行者側はある意図をもって説明することはできる。そう意味においては、事前審査は難しいのではないか。
- 委員長 二宮班から今回、前期検討報告に対して結果がきた。私が見て第9条の自由討議は完全に議論が必要である、22条も話さなければいけない。23条は予算をとってもらうため、スケジュールを明確にしなければならぬ。どのように意見を集約し、いつの時期にはひとつの結論を出して、事務局に話をするとか。議会後にこの3つについて議論が必要で、最終的な全検討報告に対する結果が完成すると思う。今、皆さんの頭の中に覚えていただき、議会後に議論したい。私は今3つだと思ったが他にもある場合はやる前に教えていただきたい。二宮委員から現議会基本条例推進委員から挙がっている課題を説明していただく。
- 二宮 送ってあるものに文章が足りなかったものがあり、追加する。(資料「検証チームメモ(第3条第1項第3号まとめまで)」に基づく説明)
- 委員長 1つずつ質問、意見を伺う。
- 渡辺 少し分かりにくいところがあった。委員会が議会全体の議決になるとあるが、びっくりした。委員会で報告して、本会議で討議しているので必ずしもそうではないと思う。議会の議決に対して、町民意識と現状の温度差があるとなっているが、これはよく考えると大問題である。もう少し詳しい説明をお願いします。
- 二宮 現状、机上配付がある。議会運営委員会という委員会があり、代表メンバーで全ての意見を網羅しているという結果に現状はなっているが、もう少しそのことについて話し合う場が必要ではないかと。
- 委員長 今の回答は何に対するものなのか。
- 二宮 温度差についての話である。
- 委員長 議会運営委員会で例えば、町民から陳情が出た時に、机上配付や審査に回したりするところで温度差につながるのか。

二宮 そうである。

野地 私が発言したことかと思う。議会運営委員会は、委員長を除き、5名で取り扱いの賛否を挙げる。議会運営委員会のメンバーを増やしたいという話も出したが、議員5人の採決によって取り扱いが決まっている現状があって、この話が出た。

委員長 少ない人数によって取り扱いが決まってしまうことの課題である。

渡辺 他の市町ではルールがはっきりしているが、町では曖昧なところがある。全員で討議するより、ルールを明確にして、本当に当てはまらない時は、議会運営委員会に全体の考え方を反映させるやり方があるのではないかと感じた。

議長 議会運営委員会のメンバーの選定だが、昔は会派があって会派の代表が集まってやってきたからよいのかと思うが、今は会派が無く個々でやっているの、そのような意見が出たのではないかと。そのあたりを考えながら人数構成を考えたらよろしいかと思う。

委員長 陳情についての議会運営委員会のあり方や、渡辺議員がルールを作ったほうが良いという話、慣例で説明に来なければ机上配付になることがあるので、話し合いをしたらよいのかと思った。現状は、委員会が議会全体の議決になるとあるが、なっていないと思うが、ここについてなぜこのような背景があったのか教えてほしい。

休憩 11 時 17 分

再開 11 時 26 分

野地 先ほど町民の温度差があり、議決に至るまで明確に説明できていないとのことだった。感じているのは委員会の付託においても意見交換のルールが無く、各議員がどこに争点があるのか、ばらばらに討論していて町民の方に分かりにくい。そこで付託された採決に基づいて本会議で委員長報告をするが、誰がどういう発言をしたと言葉を報告しているだけで、最終的に総意の元でどこが争点になり、結論に至ったのか説明が無いので聞いている方には分かりにくいところになっている。今後議論するとしたら委員会の中で議員間の意見交換、委員長報告の仕方を少し変えてみるとか試みもあってよいのかと思う。

添田 委員会の決定が議会の決定になりやすいとのことだと思うが、実際にその傾向はあると思う。最近の例では委員会の決定が本会議で覆されたりしている。質疑に対しては、審議のやり方が多少改善の必要であると思われる。それぞれの委員会に付託され審議するが、番外議員に対して時間外でやらせていただけるが、それに対して十分な審議、質疑ができていない。そのまま本会議でやっても十分に質疑できず、自分の考えは討論でしかできない。そのあたりのところが審議不十分であるという問

題が考えられる。先ほど野地委員がおっしゃられた町民とのギャップに引き継がれていく。先ほどの問題と同じように自由討議、合議に至るまでを理想とした自由討議という議会としてのあり方をもう一度皆さんで話し合うべきだと感じた。

渡辺 委員会の審議のあり方を検討してはどうかと思う。議会基本条例推進委員会で審議するものなのか、あるいは議会運営委員会で検討を付託するのか。どういう形になるのか。

庶務課長 ここで問題提起していただき、議会運営委員会で1回検討する必要がある。大きい問題なので議会運営委員会がどう考えるかである。ここで14名分の10名が議論しているので、それを踏まえて検討してほしいということで、議会運営委員会が決定した事項について全員で議論すると決めればそうなると思う。

添田 議会の従来やっていたことを変えるとなると議会基本条例推進委員会でやるのか、議会運営委員会でやるのか問題だった。今、課長がおっしゃった議会運営委員会でやるのが1つだと思うが、議会基本条例推進委員会で議論して議会全員協議会に持ち込んで議論する方法もある。課長いかがか。

庶務課長 おそらく議会運営委員会に差し戻されると思う。所管はその委員会なのでそこを飛び越えていきなり議会全員協議会だと合意を得られにくい。やはりその過程は経たほうがいい。

小笠原 議会運営委員会のあり方について疑問に思っている。議会基本条例が無かった時に議会運営委員会が機能していた。議会のあり方をいろいろ考えていくために議会基本条例推進委員会があり、なぜこの委員会の人数を多くしたかという、多数決で勝つようにした。これは裏話であるが、議会基本条例推進委員会が絶対通るように目論んでいった。ここで決めたことが、もし全体の多数決であれば、当然通るわけであるが、党派制で無い議会運営委員会のメンバーだとどのように作用していくのかが分かりづらい。議会基本条例推進委員会がある中での決定事項が全てに及ぶ方がスムーズではないかと思う。議会基本条例制定委員会の時になんでもかんでも議会全員協議会で諮った。議会基本条例制定委員会以外で、強固に制定に反対する議員がいた中で、理解してもらうために必ず議会全員協議会で合意を得ながら進めた過去があり、添田委員はそのことがあって議会全員協議会でと言っている。もちろん議会全員協議会は全員で協議する場なので議員全員の合意を取るのがふさわしいと思うが、私は本来ここであると思う。

庶務課長 手続き上、議事運営に係るのは議会運営委員会である。そこを飛び越すことはできない。先ほど制定委員会で議会全員協議会に諮ったというのには事情があった。委員会の考え方で、必ず議会全員協議会に報告して諮っていたのは、基本条例制定に反対が1名いたからである。町側で

基本条例を受け入れる条件として、ひとりでも議員が反対する体制であれば、町としては受け入れられないという当時の事情があった。だから議会内でその都度決定事項を固めていった。議会全員協議会は決定機関ではなく、協議調整の場である。だからそこで決定するのはおかしい。委員会で自分たちの決定事項を全員に諮りたいという意思があるのであれば全協で構わない。制定特別委員会の当時のやり方でも構わない。ただ今回のように質問の回数やメンバー人数の話は、当該委員会を無視していきなり議会全員協議会でどうかと言われても、まず当該委員会に戻せという話になる。そうならないとおかしい。

野地

基本条例推進委員長から議会基本条例推進委員会が出たことを議会運営委員会の委員長に議論の申し込みをする。内容については人数、常任委員会付託案件での意見交換の仕方、本会議での委員長報告の仕方について意見が出て、そちらの方でも検討していただけないかという流れを作り、議会運営委員会で行うのか分からない、それを議会全員協議会に報告する。それで決まらなければ2回目の報告をするというのはいかがか。

委員長

こちらで検討したことを議会運営委員会に挙げるが、会派、議運構成の話は基本条例を推進していく役割があり、議会運営委員会とは相いれない部分がある。議会運営委員会のメンバーはみんなの代表なのかと疑問がある。決まりがあるのか分からないが、どちらが決定するのか難しい。ここで話し合いをして報告する、議会運営委員会で話をさせていただく。例えばだが、議運の報告を議会全員協議会です。両方の報告から全員が集まるが、結局は議員ひとりひとりの判断、意見を最終的にまとめる。その司会進行を議会運営委員会がやるのか、議会基本条例推進委員会がやるのか、議長がやるのかというのはあるが、どちらかが決めるのは疑問が残る。

添田

議会運営委員会、議会基本条例推進委員会と言っているが、決める内容による。先例確認事項みたいな議会の決まり、内規を決めるのであれば議会全員協議会で最終的に諮らなければならないし、自由討議の定義を決めるのであれば、これは条例改正なので議会全員協議会で諮るか、諮らないかにしても本会議で決めなければならないことなので決める内容によって全員で決めるのか。

委員長

もちろん、そのとおりである。言葉が足りなかった。重なる部分があるので各委員会の役割を明確にしないとイケない。

渡辺

具体的に委員会の役割、審議の仕方をここで話し合い、議会運営委員会できちんと検討し、最後議会全員協議会で協議し、本会議で決める方向で進められたらどうか。

委員長

やり方を整理したいと思う。第2章のまとめについては、重要案件は全員で討議できる場が必要であるとしか書いていないので、話し合いの

中で委員長報告のあり方、審査のあり方とか、自由討議のあり方とか出てきているのでまとめとしては、少し言葉が足りないと思う。今の皆さんの意見を集約してまとめていただきたい。第4条を説明していただきたい。

二宮

第4条資料にもとづく説明。皆さんから頂いたものがあり、議会基本条例1～6まで書いてあるものを抜粋したので読む。1議員は議員相互の言論を尊重するとともに自由討議を推進することについて、そのとおりということ、その場が必要であるという意見を出した。3は、議員は特定の地域または個人もしくは団体の意向にとどまらず町民全体の福祉の向上を目指すことについて全体の奉仕者として引き続き留意しながら活動する。全体の奉仕者としてのところにおもむきを置いてやるという意見が出た。4は、議員は積極的に政策立案・政策提言をやっていこうということについて政策立案とは何か、政策提言とは何かの位置づけを明確にする。2つの違いを明確に理解できているのかを反省する言葉が出た。まとめとして、先進事例の研究などが必要とのことである。

委員長

今までの話の中で自由討議の話が出ており、(1)はよいが、意見あるか。最終的なまとめは他自治体の研究とか私たちの議論ということになるが。

添田

最初の1、2番はこの町だけの問題だけでなく普遍的なものであり、あまり意味が無い。政策立案・政策提言については、もう少しはっきりした方がよく、皆で確認したほうがよい。最初の2つは議員としての役割で、とやかく言っても仕方がない。

委員長

ここの文章として抜き出されているのに違和感がある。これを言うと基本条例全部がおかしくなる。ここの文章は1、3はそのとおりなので無かったこととして、政策立案、提言については具体的に反省すべきだという意見があった。

野地

(1)(3)(4)があるからいけないのであって、1は全国的なものだから二宮町議員ができていないのは関係ないとのこと。必要なら1、3、4という数字を除き、二宮町議員として条例にのってできているかとのことで、できていない検証であり、文言が悪いというわけではない。できていないのでそういう場が必要であるとのことである。全体の奉仕者とはまだ言えない部分があるとの反省点からである。

委員長

1であれば、する場が必要なので議論するというように後に続ければ良い。事実しか言っていないので、3は留意しながら活動するように具体的に議論するとか、そういうことがつなげればよいかと思う。課題としては野地委員が言うように挙げることは間違いではない。1については前にもずっと出ている話なので、引き続き議論が必要。3は、議員は特定の地域もしくは団体の意向にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目

指すというところに引き続き留意しながら活動するという事ならば、課題にはあまり見えてこない。課題として挙げているが、その背景について教えてほしい。

野地 話し合いの中では、議員なので各支援者がいて活動している。それが全てになれば町全体の向上になるとの話があった。町全体の奉仕者ということである一定の地域や団体が良くなればいいやとか、そういう思いで発言される方もいるのではないかと会話の中に出てきた。改めて地区長ではなく町会議員としての意識をもつべきだということで挙げさせていただいた。

委員長 個人が個人の意見を言うことは制限されるべきではないとも思う。例えば議決になった場合に、やり方が関わってくる。今後話し合いの中で議題に挙げてもよいかと。第6条の説明をお願いします。

二宮 (第6条について資料「検証チームメモ」に基づく説明)
一人会派に対して認められないとのことだが早急に議論する必要があるのではないかとということに変えさせていただきたい。

委員長 一人会派は逐条解説によるとということか。

添田 一人会派について説明する。議会基本条例を作るのに非常に議論した。過去の議事録を見ればなぜそういうようになったのかが分かる。あえて今議論する必要よりも議事録をチェックし、論点をまとめてもう一度議論した方がよい。

野地 かつてどういう話があったかは今の時点では関係ない。議会基本条例の解説に複数の議員によって形成されると既定事実として書いてある。複数というのは一人を複数とは絶対言わない。条例では2人以上ということで解釈されているので一人会派が認められないのが現状である。もし、一人会派を認めるのであれば逐条解説を変えなければならない。もう認められないということではよろしいのではないか。

庶務課長 一人会派ということで政務活動費の報告があり、ネットと共産党は会派で出している。基本条例に照らし合わせるとおかしいという話になる。条例を作成する時に整備し損ねた部分があり、政務活動費の条例を見ると一人会派を認めるような記述がある。整合性を取るには基本条例の逐条解説を変えるか、政務活動費の条例を改正するかのどちらかである。かつて議論をして、一人会派を認めないという結論に達したのであれば、政務活動費を一人会派は認めないということである。整備に不備ということでは事務局にも責任がある。どちらかにしなければならない。

渡辺 私は当事者である。町民から見た時に会派はどんな考え方で集まっているのかで、現状会派がない中でこのような話になっているのかもしれないが、今後会派ができてくると町民からそういう見方も可能であるこ

ともある。私は、条例と現状の矛盾を解消すべきであるなら逐条解説自身を今後変えていくことも考えていただきたい。

野地 今後、一人会派を認める議論でよろしいかと思う。認めた場合 14 の会派ができることもありうると思っている。それも例として思っておくということを一言付け加えさせていただいた。

委員長 条例が2つ整合性の取れない状況は良くないので話し合いをしなければならぬ。今おっしゃったように 14 の会派があるかもしれないし、今は無いが 5 人の会派ができるかもしれないというところではきちんと合わせていきたいと思う。第 3 章の説明をお願いします。

二宮 (第 3 章議会運営について資料「検証チームメモ」に基づく説明) 第 8 条第 4 項、専門的知見に関しては予算がついてまわる。今日、課長に確認したら予算の時までに前もって計上できるように全員の賛成が必要ということである。

庶務課長 少々解釈が違う。参考人招致の予算は 2 回分予算が取ってある。先日お問い合わせがあったのは、例えば研修を行いたいということで講師を頼むとき、そういうものに対してはあらかじめ予算を確保すべく合意を得ていくのが必要であるということ。

委員長 その予算を使うには何か申請して認められて正式にやるものなのか。勉強会に来てもらうとかではないかと。そこの周知ができていなかったように思える。全体を通して基本条例を学んだが、課題をその時に把握せず、検証も 4 年分だが、交替して意識していなかった。前の 2 年分の検証をしていなかったのも、最初に就任した時からきちんと意識をしていかなければ、4 年間で変えなければ変わらないものもたくさんある。それは一番の反省点である。今日の話で前回からの引き継ぎ、今回からの課題が出て、例えば自由討議、図書室の必要性、議会全体の予算、参考人も含めて把握、認識、勉強、議論しなければならない。先ほどの審査、委員会審査、委員長報告のあり方、陳情の取り扱い、政策立案、政策提言、一人会派について明確になった。議会が終わった後、6 月中旬に 1～2 回時間をとって議論をして解決できることはするというような流れで、それをいつ決定し、報告できるかは今言えないが、議会が終わったら議論をすることを考えている。

二宮 次の方への引き継ぎ事項にしたが、これは議論して結果を出したら、またこのチームはその中から問題点を探すのか。

委員長 問題点については今私が口頭で挙げたものについて議論をして、それについて解決したものはこの報告書から抜いていく。たとえば図書館については、回答が変わると思う。これからはいただいたものを材料として全員で議論し、最終的にきれいにまとめるということであるがよろしいか。

(「はい」との声あり)

添田 議会基本条例の教育についてだが、最初に教育しなければならないとし前文だけをやった。いきなり議員になってそれを読んだとしても、意味が何も見えてこない。議員の本質的な課題は前文に書いており、キーワードについて勉強していただきたいとしていろいろ書いてもらった。そういう面では教育をしたつもりである。条例を改正の目的としてやらなければならない。これは議会基本条例を見ていくと、議会の問題点が見えてきて議会基本条例が理解できる。もし来年からの引き継ぎで何か書くのであれば、これは毎年の改正が必要であると明確に書いておいた方がよい。

庶務課長 改正が目的とは条例に書いていない。改正が必要なら改正をするように。検証は必ず行うと書いてある。今の表現だと少し違う。

添田 改定を毎年した方がよいというのは、基本条例の中に書いてあるのではなくて、議会の問題を理解するためには議会基本条例を毎年改定して議論することが非常に勉強になるのではないかと思い、明記したほうがよいのではないかと思う。

委員長 検証は必要だと思った。1年に1回でも、その上で必要であれば条例を変えるということも必要ではないかと。

添田 理解した。改定ではなくて見直す。でも、できることなら改定したいと私は思う。

野地 条例文でいくと改定するために任期中に2年に1回検証するというところでやっているが、毎年1回、2年に1回でも良いがこまめに見ていきましょうということで引き継いで見直していけばよろしいかと思う。

委員長 これで出尽くしたか。よろしいか。

添田 ネット配信についてホームページのところで具体的なことをやらなかったなので、確認しておきたい。予算を確保するためにネット配信を具体的に進めたほうがよいのかどうかについて確認したい。

庶務課長 平成30年度予算の査定時に執行者側から念押しされたのは、ネット配信するならテレビ中継は無いである。同じ目的のものに2本立て予算をつけないということを言われた。委員長からテレビ中継の二次費用について検討を言われていて、これは著作権問題をクリアすれば、テレビ映像をネット配信できると考えられる。今それを契約に法的に盛り込めるかどうかを法律相談しているので、それを踏まえて議論していただけたらと思う。

委員長 議会終了後、議論の中に1つ加えたいと思う。これで議会基本条例推進委員会を終了する。

閉会時間 12時03分